

新旧条文対照表

(新)

(設立事業所の名称及び所在地)

第4条 この組合の設立事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

名 称	所在地
T S I ホールディングス健康保険組合	東京都港区
株式会社トスカバノック	東京都千代田区
株式会社T S I ソーイング	山形県米沢市
株式会社ジャック	静岡県牧之原市
株式会社T S I ホールディングス	東京都港区
株式会社ブラックス	東京都渋谷区
株式会社アルベージュ	東京都港区
株式会社T S I	東京都港区
株式会社スター・ジョイナス	静岡県静岡市
株式会社エス・グルーヴ	東京都中央区
Laline JAPAN 株式会社	東京都港区
アナディス株式会社	東京都渋谷区
Urth Caffe JAPAN 株式会社	東京都渋谷区
株式会社トスカバノック	埼玉県入間郡
株式会社アンドワンダー	東京都世田谷区
株式会社H Y B E S	東京都港区
株式会社T S I ソーシャルワークス	東京都港区
<u>株式会社T S I (上野商会事業部)</u>	<u>東京都渋谷区</u>

(旧)

(設立事業所の名称及び所在地)

第4条 この組合の設立事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

名 称	所在地
T S I ホールディングス健康保険組合	東京都港区
株式会社トスカバノック	東京都千代田区
株式会社T S I ソーイング	山形県米沢市
株式会社ジャック	静岡県牧之原市
株式会社T S I ホールディングス	東京都港区
株式会社ブラックス	東京都渋谷区
株式会社アルベージュ	東京都港区
株式会社T S I	東京都港区
株式会社スター・ジョイナス	静岡県静岡市
株式会社エス・グルーヴ	東京都中央区
Laline JAPAN 株式会社	東京都港区
アナディス株式会社	東京都渋谷区
Urth Caffe JAPAN 株式会社	東京都渋谷区
株式会社トスカバノック	埼玉県入間郡
株式会社アンドワンダー	東京都世田谷区
株式会社H Y B E S	東京都港区
株式会社T S I ソーシャルワークス	東京都港区

(互選議員の選挙区及び議員数)

第9条 互選議員の選挙は、各選挙区内において行う。

2. 前項の選挙区及び選挙区ごとに選挙する互選議員の数は次のとおりとする。
ただし、法第3条第4項の規定による…(略)…選挙区とする。

(互選議員の選挙区及び議員数)

第9条 互選議員の選挙は、各選挙区内において行う。

2. 前項の選挙区及び選挙区ごとに選挙する互選議員の数は次のとおりとする。
ただし、法第3条第4項の規定による…(略)…選挙区とする。

選挙区 選挙区の範囲 議員数 7名

第1区 T S I ホールディングス健康保険組合、
㈱トスカバノック (東京都千代田区)、㈱T S I ソーイング、㈱ジャック、
㈱T S I ホールディングス、㈱ブラックス、㈱アルベージュ、㈱T S I、
㈱スター・ジョイナス、㈱エス・グルーヴ、Laline JAPAN㈱、アナディス㈱
Urth Caffe JAPAN ㈱、㈱トスカバノック (埼玉県入間郡)
㈱アンドワンダー、㈱H Y B E S、㈱T S I ソーシャルワークス
㈱T S I (上野商会事業部)

選挙区 選挙区の範囲 議員数 7名

第1区 T S I ホールディングス健康保険組合、
㈱トスカバノック (東京都千代田区)、㈱T S I ソーイング、㈱ジャック、
㈱T S I ホールディングス、㈱ブラックス、㈱アルベージュ、㈱T S I、
㈱スター・ジョイナス、㈱エス・グルーヴ、Laline JAPAN㈱、アナディス㈱
Urth Caffe JAPAN ㈱、㈱トスカバノック (埼玉県入間郡)
㈱アンドワンダー、㈱H Y B E S、㈱T S I ソーシャルワークス

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、認可の日から施行し、令和4年3月1日から適用する。

(議員に関する経過措置)

第2条 第9条の変更に関わらず、現に議員であるものは新選挙区から選出された
ものとみなす。